

# 厚生常任委員会

平成24年9月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小林 誠	○宮崎 和彦	吉野 俊明
中西 和夫	辻 善次	里川宜志子
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	田口 昌孝
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	井上 究
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 吉野委員、中西委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

皆さんおはようございます。厚生常任委員の皆さんには全員ご出席いただきましてありがとうございます。

去る9月4日の本会議から付託をされてます関係等につきまして、議案の第32号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、議案第37号、陳情第3号、陳情第4号の関係等について、議案の関係等につきましては、慎重審議たまわりまして、委員の皆様にご意見賜ります中で、原案どおりご承認いただきますことをよろしくお願いいたします。陳情3の関係、あるいは4の関係等については、資料等十分検討していただいていることとさせていただきます。あと継続審査等につきましては、環境保全及びごみの減量化・資源化の推進に関すること、特に、委員の皆さま方には、白石畑の関係等について、いろいろご心配をかけております。今のところ事故等はございませんけれども、地元の関係等について十分慎重に対応してまいりたいと考えております。また、各課報告事項につきましては、斑鳩町健康増進計画の目標達成状況について、担当から詳しく説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長

それでは、最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉野委員、中西委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしくお願ひをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案について、（1）議案第32号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは1番目、議案第32号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長 本議案の内容につきましては、前回の本委員会でご説明いたしました内容と同様であります。末尾の要旨を持って説明に代えさせていただきたいと思っております。

( 要旨朗読 )

福祉課長 なお、条例改正文の朗読、新旧対照表の説明については、省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員 これはあくまでも文言の整理であって、実際的には、なんら、事実上はなんら影響のない問題であるというふうに私自身も認識しているんですが、そこで、こういう改正が出てきたので、お伺いしておきたいんですが、斑鳩町にはこれまで、また現在、こういうことに該当している世帯、子どもさんなどがあるのか、また、あったのかという点について確認をさせていただきたいと思っております。

福祉課長 現在、これら施設に通っている児童がおる世帯が保育所に通っておられるというのはございませんし、担当に確認しましたところ、知りうる

限りではおられなかったということでございます。

委員長 他に、何か質疑はございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第32号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第37号、ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

栗本環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、付託議案の(2)議案第37号 ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読をさせていただきます。

( 議案書朗読 )

環境対策 課長 本議案につきましては、8月21日に開催されました当委員会でご説明させていただきました内容と同じであり、議案書の別紙であります「ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結について」の朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書2ページをご覧いただきたいと思っております。

( 議案書別紙朗読 )

環境対策課長 本整備工事につきましては、本年8月7日に入札を実施し、落札業者と請負契約を締結させていただきたいもので、予定価格が5千万円を超えますことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、落札業者とは仮契約を締結させていただいておりますが、9月議会におきまして、議決いただけましたならば、本契約を締結させていただきたいと考えておりますので、何とぞ温かいご理解をいただき、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げまして、議案第37号 ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 この点について、別に私はあえてどうこう言うつもりはないんです、契約を締結していくことにつきましてはね。ただ、よくわからない点があるので、教えていただきたいと思うのですが、契約の相手方、新明和工業というのは大きな会社ですし、私も大阪出身ですので、よく存じてますが、ただこの流体事業部営業本部ってなっているんですね。そりゃ大きな会社になるといろんな事業部があるんだろうと思うんですが、この流体事業部っていったら、一体、本来どういうことをしはるところなんか。今回のこの入札に関しましては、そういう部署を持っている会社がだいたい応札してきたんかなと、そのへんの、ちょっと細かい点ですけども、参考までにお聞かせいただきたいというふうに思います。

環境対策課長 新明和工業株式会社の流体事業部でありますけども、主に水処理施設であるとか、ポンプ類を扱っている事業部、ここがごみの処理施設も担当しているということで、流体事業部の営業本部が主体となっているというふうに聞いております。

里川委員 だいたい、そしたらそういう、今回、入札に参加された会社というのはだいたいこういう水処理だったり、ポンプ類の関係の工事ができる、そういうところの会社が入札に参加されたというような状況でよろしいんでしょうか。

環境対策課長 今回、制限付きの一般競争入札ということで、申し込まれた3社、いずれもごみ処理施設を扱っておられますプラントメーカーでございます。それが全て申し込まれたということでございます。

委員長 他にございませんか。 中西委員。

中西委員 車の通行ですねけども、衛生処理場なくなりまして、今、白石畑のほうに今全部搬入をしていただいています。そのことについて、かなり東里地域の収集車の通る数が増えてきて、それに対しての車の通行にかなりの、地元の方も敏感になっておられる方おられますんで、工事の期間中の車とか、できるだけ極力少なくしていただくのと、あと、交通安全の点、ちょっと配慮していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 要望ということで。

中西委員 はい。

委員長 辻委員。

辻委員 今、中西委員といろいろ兼ね合いますねんけど、これかなり大型車通るのかなという気もしますけども、その辺の交通量について、例えばその地域である程度ちょっとこう話だけせんことには、なんでやなというような感じもされますので、その辺の対策どのように考えられているのか、ちょっとその辺あれば。

環境対策課長　この契約につきましては、議決をいただきましたら、本契約をただちに交わさせていただいて、打ち合わせをさせていただきます。その際、交通安全対策についても十分協議をさせていただきます。地元の自治会等にもご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

辻委員　特にこれ、機械類ですので、かなり大きい車が通るかなという予想されますので、その辺の安全対策と、またこの地域、東里もあるし、細い、天満池のあの辺の地元通られると、またかなり細い、それとまた白石畑登る道かて、今、ちょっと伐採してもらって整備されてますけども、その辺の対応を十分してもらって、事故のないように、そして住民からあまり苦情のないように、特にお願いしておきます。

委員長　里川委員。

里川委員　これは理事者側に対してというよりも、委員皆さんにご提案したいし、委員長にもご判断いただきたいんですけども。私も、今現在、ああやってごみの積み替え作業をしながらごみの積み替え施設をまたつくっていくという、場内の状態であったり、今言われる交通の状態であったり、一度ね、工事が一定進んできた時に、委員会として現地調査をさせていただきたいなというふうに、私自身は思っているんですけども。他の委員さんにも意見聞いていただきまして、できましたら委員長のほうでご判断いただいて、そういうふうに進めていただけたらなと思うんですけども、一遍見ておきたいなと思うんです。

委員長　はい、わかりました。今、里川委員のほうから、こういう話がありましたけれども、担当委員会としても、ここで言うだけではなくて、実際に現場のほうで交通安全対策はどのように、現段階でも行われているのかも見てもいいのかなというふうにも考えますけれども。この議決後に、業者と協議されまして、その後ちょっと1回、いつごろがいいのか、また委員長、副委員長と担当課のほうで協議させていただいて、また皆さま方にご報告、相談させていただくということで、よろしいでしょう

か。

( 異議なし )

委員長

よろしくお願ひします。  
他に、質疑ございませんか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第37号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。  
次に、(3)陳情第3号 高齢者施策を担うシルバー人材センターへの支援の要請についてを議題といたします。  
事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、陳情第3号、高齢者施策を担うシルバー人材センターへの支援の要請について、ご説明させていただきます。  
まず、陳情文書表を朗読いたします。

( 陳情文書表朗読 )

議会事務  
局長

要旨の朗読につきましては省略をさせていただきますが、要約をいたしますと、3点のご要望をされておられます。1点目は、補助金の確保と公共事業に配慮してもらいたいこと。2点目は、常用雇用労働者に係る派遣契約期間の最長3年間とする適用を除外してもらいたいこと。3



点目は、シルバー人材センターの受注確保のため、事業所等に対する発注促進税制の創設を要望されているものでございます。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 この陳情に対しまして、もともとの文章がございしますが、1点目につきましてはね、本当にこの要請書にあるとおり、団塊の世代の方たちが再任用される65歳というのも過ぎてこられるという中において、この高齢者の生きがい対策として始められたこの施策についてはね、またさらにね、ちょっと、きちっと考えていかんとあかんのと違うかなと、その対象人数がかなり増えるということもあるということについて、よく理解はできますし、斑鳩町の役場でも、できる仕事があるのなら、シルバーさんのほうへお願いして、シルバーさんにも仕事をさせてあげてくださいよというようなお願いも私たちはしてきてますので、1番目については十分理解もしてますし、私たちもこれまでそういうアクション、意見書を出したりね、そういうこともやってきているんですが、今回の要請書の2点目につきましては、契約期間をこのシルバー人材センターだけを適用除外するとなりましたらね、県下の大和高田市なんかでも、臨時職員さんの雇用を3年で切るとかいう中での、運動の戦いとかもやってきてはる中で、若い世代の人たちが臨時、非正規で働いておられるような状況がある中で、その人たちのことも考えていかないといけないのに、シルバーさんだけを適用除外するという、そういう考え方に持っていくというのは、ちょっとね、私、もうちょっと全体の問題として捉えないかなのかなというので、2点目についてはちょっとこれをはっきりこのような形で取り上げるというのは、少し問題があるかなというふうに感じてます。また3目につきましては、またこれ税ということで、発注促進税制の創設とおっしゃっているんですが、もう久しく障がい者の雇用の問題なんかも取り組んできている中で、企業に一定、いろんな施策を進める中で、障がい者の雇用を進めたら、こういうふうに交付金

としてあげますよとか、こういうふうに交付金、補助金という形で、今まで出してきた、雇用促進をしてきたというような経緯も見つかる中で、そこですら、そういう特別な促進税みたいなものがある、そういうことをしてはるわけではないということの中では、いきなりこの高齢者の関係だけ促進税制っていうのは、ちょっと飛び越えてしまっているのかなという、まだちょっと今後時間かけて考えてあかん問題で、ちょっとこれ今、飛びつくのはちょっと問題があるかなというふうに私自身は思っております。ですから2つ目、3つ目については、ちょっとこれをそのまま取り上げてというふうには、ちょっと無理があるのかなと。ただ、一番今までからシルバーさんが出してきた1番目の問題については、もちろん十分、これからも取り組みを私たちが意識してやっていきたいと思っておりますし、団塊の世代の方たちで人数が増えてくる中での強化というのは、国にも望んでいきたいというふうには思っておりますが、全部をとというのはちょっと難しいかなと。部分的にこの1番目の趣旨については十分採択していただいて結構かなというふうな、私自身は意見を持っているんですが。また他の委員さんご意見あったらお聞きください。

委員長 彼の委員さん何かございませんか。 辻委員。

辻委員 特に高齢者雇用する事業所に対する発注促進税というのはわからないような、ちょっと意味がわからないんですけども。国からも補助金はもらってますので、今、その辺で町の補助ということで運営もされてますし、そのへんで、今、里川委員言われるように、特にこういうような高齢者の促進税というのは、意味わかりませんが、今強いてこのように要望していくのがええのかどうかという疑問もありますし、全体的な流れについてはある程度は賛同しますが、新たに税を設けてそれを財源としてどのようにされるのか、その辺も今後の対応を見ていかんことにはちょっと無理かなというふうな感じします。

委員長 他に何かございませんか。 辻委員。

辻委員 ちよつとひとつ、今、高齢者をいろいろ雇ってきたら、なんか税の優遇か、なんかちよつとそんなんも聞きますけど、それはもうないのかな。もうわからなかったら結構、なんか、高齢者をある程度、規模に応じて雇ったら、なんか税の優遇か、なんかそんなんあるのかなというような聞いてます。その辺はわからなかったらわからなかったで結構ですけど。

委員長 西本総務部長。

総務部長 高齢者に対する優遇税制ですけども、今、65歳以上の高年齢者の雇用の維持のために、雇用促進税制という制度がございます。これにつきましては、高齢者を雇用いたしますと、法人税の10%を限度として、企業のほうが税の優遇を受けるという内容でございます。これは時限立法制でございますけども、今またこの促進税制の拡充について国のほうで審議がされているところでございます。そういった内容の優遇税制がございます。

委員長 他に、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 私から担当課のほうに教えていただきたいんですけども。日ごろから斑鳩町はシルバーさんのほうにはいろいろと配慮していただいているというふうには勝手に思っているんですけども。斑鳩町のシルバーさん、収入の20%が町のほうに、公共受託件数の金額で見させていただくと、20%が斑鳩町のほうでやっていただいているということなんですけども。この20%という金額は他の市町村と比べてどうなのか、この20%についてもたまたまこうなったのか、その考えについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。 植村福祉課長。

福祉課長 シルバー人材センターへの業務の発注といいますのは、各課におきま

して、それぞれシルバー人材センターでやっていただけるであろうという内容を考える中で契約をしておりますので、委員長おっしゃいましたように20%に特段の意味があるとかいうことではございませんで、積み上げていくとそういう数字になったということで、ご理解いただきたいと思えます。

で、他のシルバー人材センターの状況については、申し訳ございませんが、現在ちょっとわかり得ていませんので、ご容赦いただきたいと思えます。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時27分 休憩 )

( 午前9時32分 再開 )

委員長 再開いたします。

取りまとめができましたので、報告させていただきます。

先ほど、委員のほうから、このシルバー人材センターの支援の要請についてご意見をいただきました。また暫時休憩後に取り計らいをさせていただいた中で、1番については、やはり補助金の確保と公共事業の発注については、2年前からシルバーさんの方から陳情書をいただいた中、2年前は趣旨採択みたいな感じでさせていただきましたし、去年についてはですね、国が補助金を削る中、町のほうはそれに追随しないという姿勢を見せていただきましたし、今現在におかれましても、町としてはシルバー人材センターの方に配慮していただいているという状況ですので、1番については皆さん方の気持ちとしては採択をしたいという気持ちでしたので、やはり今回のこの陳情書の取り扱いについては、シルバーさんの願意は理解できるが、不確実性のある2番と3番については少し考えさせていただくということで、趣旨採択ということで、取り計らいさせていただいてもご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については、当委員会として満場一致で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、(3)陳情第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、陳情第4号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について、ご説明させていただきます。まず、陳情文書表を朗読いたします。

( 陳情文書表朗読 )

議会事務  
局長

要旨の朗読につきましては省略をさせていただきますが、要約をいたしますと、地球温暖化対策のための税が、本年10月1日から施行されることとなりましたが、地方財源を確保・充実する仕組みについては、まだ平成25年度実施に向けての検討段階でありますことから、この地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書を政府等関係機関に提出することを要望されているものでございます。

なお、提出者からは、意見書案と地球温暖化対策関係税の資料が添付をされてきましたので、本日、資料としてお配りいたしましたので、そちらもご参照いただければと思います。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、委員皆さまのご意見をお受けいたします。  
里川委員。

里川委員

私は、先般の一般質問でも、奈良県の林業のやっぱり維持や保全ということで発言もさせていただいてきた中では、全国においても当然、こういうふうな形で、どう守っていくのかということ考えていかなければならない問題であるとはいうふうには思っておりますが、でも何かに

つけ、税金、税金と言って、いろんな事情のある方からもとってしまう税金、私は、今、奈良県自身が森林環境税で、私たちも住民税に上乗せをされて払っているんですけどもね、そのことは、ちょっとどうなのかなと思っているほうなので、まさしくそういう林業の維持や、山を保全していくという点につきましては、私自身も先般、主張させていただきましたように、いろいろ需要のある方に、できるだけ、少しコストが高くても、そういう奈良県の木を使っていただく、また国産の木を使っていただく、そのことに、ちょっとコスト高くなる分、少しでも補助を出しますよというような施策をしながら、そういう需要のある方の意識をもっと高めていく、そういう木を使わなければならない、そういう木を使って保全していこう、維持していこうという、そういう方面の施策をもっと私は展開していただきたいなというふうに思っているほうなんです、これにつきまして、地球温暖化対策というのはもう賛成ですし、林業を守るということにも賛成なんですけれども、ただ、ちょっとこの税制を促進することに意見書を出すというところまでは、ちょっとどうなんかなという思いがありますので、これにつきましても、委員長のほうでご配慮をお願いできたらなというふうに思っているところです。

委員長

他に何か、ご意見ございませんか。

暫時休憩いたします。

( 午前 9時40分 休憩 )

( 午前 9時43分 再開 )

委員長

再開いたします。

本陳情書については、委員皆さまのご意見をいただいた中で、この10月から地球温暖化対策のための税が導入され、また、我々の奈良県のほうでは、もう既に森林環境税があるということで取り組ませていただいていますので、今後の課題検討ということで、厚生常任委員会として勉強させていただきたいということで、今回は趣旨採択ということで取り計らわせていただいても、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、陳情第4号については、当委員会として満場一致で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

委員長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、4月から三重県伊賀市にございます三重中央開発株式会社に処理を委託しております可燃ごみの処理状況につきまして、そして、前回の委員会で委員長よりご指示のございましたポイ捨て禁止啓発キャンペーンにつきまして、その素案がまとまりましたのでご説明をさせていただき、ご審議等をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず、1点目、可燃ごみの委託処理の状況であります。

可燃ごみの処理につきましては、本年4月2日より町によります処理から業者委託に移行いたしましてから、5か月が経過し、まもなく半年になろうとしております。当初、最終処分場前の町道157号線の大型車輛の通行増加によりまして、白石畑の住民の方から、一般車輛通行に際して、危険性が増加するといった心配の声をいただいておりますが、これまでのところ、事故はもとより、事故に遭いそうになったというヒヤリハットの報告もなく、運搬作業を含みまして、順調に処理ができている状況であります。

その可燃ごみの処理状況であります、8月末現在で1,717.4tの可燃ごみを処理しております。月平均にいたしますと、1か月約343.5tとなっているところであります。前年度同時期と比較をいたしますと、前年度の処理量が1,735.89tでございましたので、今年度は、率にいたしまして1.1%、量にいたしまして18.49t

と、若干、減少している状況となっております。

次に、可燃ごみの運搬状況であります。8月末までに6 t積載コンテナ車で、440台が最終処分場から三重県伊賀市まで運搬をされておりました。月平均にいたしますと、1か月88台、1日平均にいたしますと1日4台の搬出となっているところであります。当初、白石畑自治会の皆様には、1日平均6台のコンテナ車が運搬すると説明をしておりましたが、それより少ない台数で推移しており、白石畑自治会の方からも思っていたよりも大型車の往来が少なく、あまり影響を感じないという声もいただいているところであります。

最後に、委託料であります。8月末現在で6,040万9,543円となっております。月平均にいたしますと、1か月あたり約1,200万円程度になるわけですが、今後、生ごみ分別収集モデル事業の拡充、あるいは可燃ごみの中身の細かい組成調査を行いまして、その分析をもとに、分別の徹底などを呼びかけるなどし、この委託料の額が減少していくよう努力していきたいと考えているところであります。

次に、ポイ捨て禁止啓発キャンペーンの開催についてであります。

資料2でポイ捨て禁止啓発キャンペーン実施計画(案)をお示ししておりますので、ご覧いただきたいと思います。まず、今回のキャンペーンの目的でございますが、ポイ捨て対策として、罰則規定を設けた条例を制定されている自治体もございますが、まずは、「地域全体でポイ捨て禁止活動に取り組むことにより、住民のマナーの向上を図り、ポイ捨ての減少に努める」という厚生常任委員会の勉強会で、皆様がお示された方向性をそのままキャンペーンの目的とさせていただいております。

次に、キャンペーンの実施内容であります。住民や観光客の往来が多い地域やポイ捨ての多い地域を重点地域とし、キャンペーン活動を展開することとしておりました。今回は、その重点地域として、JR法隆寺駅から県道大和高田斑鳩線を経由し、法隆寺門前までの地域、そして、県立竜田公園の2か所を重点地域として、キャンペーン活動を行ってはどうかと考えているところであります。

そして、キャンペーンの日時につきましては、11月4日・日曜日の



午前中を考えているところでもあります。

次に、具体的なキャンペーンの内容であります。まず、JR法隆寺駅から法隆寺門前でのキャンペーンであります。これまでのポイ捨て禁止関連のキャンペーンといいますと、キャンペーンに参加する方々が、ごみを拾い、その姿を住民の方や観光客の方に見ていただくことにより意識を高めていただくといった手法でございましたが、今回、駅から門前は、観光客の方が大勢歩かれるルートでございますので、そういった観光客の方にも、門前までごみ拾いをしながら、観光客の方にもポイ捨てについて考えていただける時間を持っていただければということで、JR法隆寺駅にブースを設けまして、観光客の方にキャンペーンへの参加ということで、法隆寺までのごみ拾いについて協力を呼びかけてまいりたいと考えております。そして、ゴール地点のiセンターのほうで、キャンペーンにご参加いただきました観光客の方に啓発物品をお配りするとともに、キャンペーンに参加された方、あるいはそれ以外の観光客の方も含めまして、罰則規定付きのポイ捨て禁止条例についてのアンケートを行いまして、観光客の目から見た罰則規定付きのポイ捨て禁止条例といったものへの考え方を調査したいというふうに考えております。

そして、町から動員をさせていただきます各種団体等につきましては、観光客の方にキャンペーンへのご協力をお願いを呼びかけていただくとともに、JR法隆寺駅から県道大和高田斑鳩線の歩道、そして門前まで、駅や買い物に行かれる住民の方、あるいは法隆寺を訪れられる観光客の方、そして車で移動されているドライバーの方などの良心に訴える文面のプラカード、のぼり旗、横断幕などを持ってパレードし、啓発を行ってはどうかと考えているところでもあります。

次に、裏面の県立竜田公園でのキャンペーンであります。こちらも基本的には、法隆寺コースと同じ内容であります。観光客の方が少ないと思いますので、こちらのほうでは、キャンペーンの参加者を中心に、そして竜田川周辺にお住みの住民の方、あるいは公園を散歩されている方にもごみ拾いの協力を呼びかけながら、清掃活動を行いたいというふうに考えております。そして、竜田大橋周辺も車からのポイ捨てが非常に多い地域でございますので、キャンペーン参加者によりまして、竜田

大橋付近で、プラカード、のぼり旗、横断幕を掲げてドライバーにポイ捨て禁止を呼びかけて行きたいと考えているところでもあります。

そして、このキャンペーンに協力をお願いいたします団体等でございますが、町議会の皆様、周辺自治会の会長や役員の方、そして、環境保全推進委員にも参加を呼びかけていきたいというふうに考えております。また、観光協会や法隆寺コースでのキャンペーンは、北口商店街もキャンペーンのコース上になりますので、北口商店街にも協力を求めるとともに、たばこのポイ捨ても後を絶たないことから、JTにも、物的・人的な協力を呼びかけていこうというふうに考えているところでもあります。また、そのほかにも、関係する団体等があれば、これから協力を呼びかけてまいり、少しでも多くの方に、斑鳩町にポイ捨てがないまちづくりへの活動に参画をいただこうと考えているところでもあります。

今回は、厚生常任委員会の皆様と行政が連携して、ポイ捨て禁止についての啓発活動を行っていくということで、担当課で素案を作成させていただきました。

この後、ご審議のほどよろしくお願い申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてのご説明とさせていただきます

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けしたいと思いますが、ただ今、課長にご説明をいただいたポイ捨て禁止啓発キャンペーン実施計画については、継続審査の最後にご相談をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、そのはじめのほうの、ごみや生ごみとかその関係についての質疑、ご意見等ございましたらお受けいたします。 辻委員。

辻委員 1点目の報告あって、いろいろごみ収集、ごみで減量化なってあるというのは結構です。特に、前から言うてますように、生ごみの分別収集ということで、今かなり件数増えてますけれども、あかんとは言うてませんけれど、生ごみの搬入と収集の時間がかかなり遅くなってるということは、かなり職員に対する負担が増えてきているのかなというような感

じしますねんけども、そのへんの事務量はどのように把握されているのか、ちょっとすみませんけど、よろしくをお願いします。

環境対策課長 今年度になりまして、現在、22の自治会、約2,230世帯で、生ごみ分別収集のお取り組みをいただいています。そして、その生ごみの収納ボックスを設置する箇所も70か所以上となっておりますので、この9月から、これまで収集の合間に、他のごみの収集の合間に、収集員がその生ごみのボックスの設置及び回収を行っていたんですけども、専属の収集班2名を設けまして、その職員がもう専門的にカートの設置及び回収を行っているということで、だいぶ時間のほうもそれで緩和をされているという報告を受けております。

辻委員 かなりして、早くせんなんとかなってきて、特に事故とかあれば、また心配しますので、その辺の、増えてくることによって結構ですなれけども、そのためにまた職員の作業量が増えてくるということも十分こう配慮しながら、また対応考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 他に、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、先ほどの言わせていただいたポイ捨て禁止啓発キャンペーン実施計画についてご相談をさせていただきたいと思います。

まず、この実施計画(案)について、質疑、ご意見がございましたら、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 この計画、今、説明していただきました。担当課のほうで、いろいろ考えていただいて出していただいた形で、とりあえず進めていただいたらいいんじゃないかなと。我々のほうは、こればかりやっている人間ではございませんので、なかなかいい案も出てきませんので、一緒に力

合わせて担当課の計画立てていただいたんに基づいてさせていただく中で、また今後、このままでいいのか、もっとこういうふうにしたほうがいいのか、参加された人たちともいろんなお話をしながら、また方向性というのは考えていったらいいのかなど。とりあえず、とっかかりとして一遍やってみようということでは、こういう形でやっていくということがいいのかというふうに思います。で、特に、斑鳩町は、自治会なり、でまた全体での美化キャンペーンとか、クリーンキャンペーンでやっていますけれども、町内の方だけではなく、通過道路で、やっぱりドライバーの方たちとかが通過していく中で、ポイ捨てをすとか、よく畑や田んぼなんかにも、コンビニの袋なんかにも包んだまま放ってあるとかいうようなものもよくあるんです。

だから、町内の方にもアピールしつつ、そこを、斑鳩町を通過される方にもアピールできるというのは、私はより良いことだなというふうに思っておりますので、私はこういう形で、担当課、ご苦労いただきました、計画立てていただきました。これからも、ご苦労いただくだらうと思うんですが、とりあえずやってみたい。こういう形で私はやってみたいなど。

そしてまた、その後、私たちも、それが、やり方が、もっといい方法があるのかどうか考えながら、継続的に今後これを取り組んでいけたらなというふうに、私は思っております。

委員長 他に、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、この実施計画（案）のとおり一応させていただくということで、進めさせていただきます。それで、今後、また、今日決まりましたので、議長のお名前です。

暫時休憩いたします。

( 午前10時00分 休憩 )

( 午前10時02分 再開 )

委員長

再開いたします。失礼いたしました。

実施計画(案)のとおりに進めさせていただきたいと思います。この啓発キャンペーンにつきましては、自治会連合会の役員の方と町議会との懇談会において、自治連合会の皆さんからいろいろご要望をお受けしたなかで、議会としてまず積極的に啓発活動をやっていこうということで、町にお願いをして企画をしていただいたものでございますので、町と、議会と、また町民の皆さまとの一緒に実施することが重要であると考えております。つきましては、議会全体として、議員皆さんに積極的に参加をしていただきたいと思いますので、議長におかれましては、ご配慮のほう、よろしくをお願いいたします。

以上で、継続審査については終わらせていただきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩町健康増進計画目標達成状況について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策  
課長

それでは、斑鳩町健康増進計画目標達成状況について、ご報告させていただきます。

今年度は、斑鳩町健康増進計画の最終評価を行うにあたり、住民の健康づくりに関する意識や生活習慣の状況等を把握し、次期計画に反映させるために、アンケート調査を行いました。このアンケート調査は、7月2日から31日の期間に、小学2年生、4年生、6年生と中学生及び町内在住の20歳以上の人から無作為抽出した1,500人を対象に実施しました。回収状況は、全体で75.3%となっております。

資料3をご覧ください。この計画の最終評価を5分野の目標項目について、計画策定時から中間評価時、そして今回のアンケート調査結果からみた現状値までをまとめております。

まず、「食べる」では、「朝食を食べる人をふやす」については改善傾向にありましたが、「うす味にする人」と「ゆっくりよくかんで食べる人」の現状値は下がっています。「動く」では、「健康のために意識

的に体を動かすことを週1回以上している人をふやす」は、目標値には達成していない状況ですが、改善がみられました。「たばこ」の「成人の喫煙者の割合をへらす」では、喫煙率が下がっていますが、残りの4つの目標項目については目標値には達成していない状況です。「休養とこころの健康」の分野では、男性はストレスを感じる人の割合が増えておりますが、女性は減っています。睡眠不足を感じる人の割合では、男女とも、改善がみられています。「健康管理」の「がん検診を受ける人をふやす」では、子宮がん検診の受診率がやや増加しましたが、その他の検診については横ばい状態です。

健康管理につきましては、一人ひとりの健康に対する意識や意欲を高めていく方策について、これまでも啓発等を行ってまいりましたが、これからも様々な機会を捉えて啓発し、広報で検診に関する特集を組むなどして継続して啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、現在、保健センターで各種がん検診を受けていただくよう啓発を行っていただいている保健センターサポーターがおられますが、今後このサポーターを増やしていき、健康づくりの推進員として、地域等でも広報・啓発を行っていただき、一人ひとりの健康づくりを支援し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

アンケートの結果の詳細につきましては、2ページ以降に載せておりますが、説明を割愛させていただきますので、後程ご覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、今年度、国・県におきまして次期計画を策定中であり、当町におきましても、国・県の計画に沿って次期計画の策定を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上で、斑鳩町健康増進計画目標達成状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長

以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等がございましたらお受けいたします。

( な し )

委員長

それでは、その他についても以上で終わります。

それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けします。

町 長

委員皆さまには終始熱心にご審議賜りまして、ありがとうございます。議案の32号、議案の37号につきましては、原案どおり満場一致でご承認いただきましたことを厚くお礼申し上げます。特に委員さん皆さんから、ご意見出ましたように、特に東里から、最終処分場の関係等について、車の往来等いろんな関係等について、非常に住民の心配がございます。そういう点についても、十分業者等に、職員ともども力を合

わせながら、事故のない、またそういう点についての解消を図ってまいりたい。また、時と場合によっては、これ請負契約とられた新明和工業が工事が進んでいく中で、また議会でも現地視察していただくということで、またそういう点についてもご配慮をお願いいただきまして、できるだけごみの関係等については、やはり関係住民の方々に大変ご迷惑をかけますけれども、我々としては鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

また、議会から、自治会懇談会でありましたように、このごみの関係について一定の方向づけをまとめていただいて、11月4日ということで決めていただきましたことを厚くお礼申しあげまして、11月4日につきましては、ちょうど藤ノ木古墳の一般公開等がされているときでございますので、観光客等についても、法隆寺からも利用される観光客が来られると思いますけれども、また竜田公園等についてもまだ紅葉は早いですけれども、ポイ捨ての啓発を竜田公園でという関係等についての観光客についても、ふまえて清掃をしていきたいと思っております。

本日は本当にありがとうございました。

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

( 午前10時 8分 閉会 )